

(仮称) 市民交流プラザ整備工事設計業務プロポーザル
実施要領 (変更)

令和2年~~3~~5月

中 津 川 市

(仮称)市民交流プラザ整備工事設計業務プロポーザル実施要領

令和 2 年第1回中津川市議会定例会において、本設計業務に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回のプロポーザルによる委託業務は執行しません。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者において損害が生じた場合であっても、中津川市は、その損害について一切負担しません。

I 趣旨

「(仮称)市民交流プラザ整備実施計画」の実現に向け、(仮称)市民交流プラザ整備工事の設計業務を行うため、高い技術力と豊かな経験を持つ設計者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、実施方法等必要な事項を定めるものです。

II 業務概要

- (1)業務名称 (仮称)市民交流プラザ整備工事設計業務
- (2)業務目的 「(仮称)市民交流プラザ整備実施計画」に基づく、「(仮称)市民交流プラザ」の整備に向けた設計業務を行う。
- (3)業務内容 (仮称)市民交流プラザ整備に伴う基本設計業務及び実施設計業務
- (4)業務期間 契約締結日の翌日から令和 3 年 7 月 31 日まで(予定)
基本設計として、契約締結日から令和 2 年 12 月 31 日まで(予定)
実施設計として、令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 7 月 31 日まで(予定)
- (5)見積上限額 基本設計分 59,000 千円(消費税及び地方消費税相当分額を含む)
実施設計分 153,000 千円(消費税及び地方消費税相当分額を含む)
- (6)募集方法 公募方式
- (7)評価 (仮称)市民交流プラザ整備工事の設計者を選定するために設置する選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、参加者を採点評価し、その評価点を基に最適候補者及び次点者の選定を中津川市が行います
- (8)性格 本設計業務プロポーザルは、参加者の技術力や経験等を総合的に評価し最適候補者等を選定する者です。提出される技術提案書は参加者の技術力を評価するためのものであり、基本設計及び実施設計の内容を求めるものではありません。
- (9)事務局 中津川市政策推進部まちづくり推進室(以下、「事務局」という。)
〒508-8501 岐阜県中津川市かやの木町 2 番 1 号(市役所本庁舎 3 階)
TEL:0573-66-1111(内線 382・383)
E-mail : machizukuri@city.nakatsugawa.lg.jp

Ⅲ スケジュール

項目	日程
プロポーザル実施公告	3月9日(月)
参加表明書等に関する質疑受付	3月9日(月)～3月12日(木)
質疑回答(中津川市ホームページ掲載)	3月17日(火)(予定)
参加表明書等の提出期間	3月9日(月)～3月23日(月)
技術提案書等に関する質疑受付	3月23日(月)～3月26日(木)
質疑回答(中津川市ホームページ掲載)	4月1日(水)(予定)
評価(プレゼンテーション・ヒアリング審査) 方法変更に関する質疑受付	5月1日(金)～5月8日(金)
質疑回答(中津川市ホームページ掲載)	5月11日(月)(予定)
技術提案書等提出期間	5月8日(金)～5月12日(火)
プレゼンテーション映像データ(DVD等) の提出期間	5月8日(金)～5月21日(木)
技術提案書等に関する選定委員会から の質疑送付(電子メール)	5月26日(火)午前
参加者からの質疑回答期限(電子メール)	5月27日(水)正午
評価(書類審査・ヒアリング審査)	5月24日(日)(予定) 5月14日(木)～6月2日(火)
結果発表(通知・公表)	5月27日(水)(予定) 6月4日(木)(予定)

Ⅳ 参加資格要件

1 参加資格

- (1) 中津川市から入札参加資格指名停止措置を現に受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)ではないこと。
- (4) 市町村税、都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (5) 中津川市指名競争入札参加資格者名簿に建築設計の業種名で登録されている者であること。
- (6) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条に基づく一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- (7) 平成 17 年 4 月から参加表明書提出期限までの間に、延床面積 2,000 m²以上の公共図書館(図書館法に基づくもの)の機能を有する複合施設又は延床面積 2,000 m²以上の公共図書館(図書館法に基づくもの)の新築の建築設計業務(基本設計並びに実施設計)を元請として受託した実績(建築基準法(昭和 25 年法律 201 号)第 6 条第 1 項の規定による確認済証を受けたものに限る。)を計 2 件以上(既に竣工したのものに限る。)有する事務所であること。
- ※公共図書館の延床面積は、「日本の図書館 統計と名簿 2018(出版:日本図書館協会)」において掲載されている公共図書館の延床面積とし、直近に竣工し、上記書籍に掲載がない公共図書館については、面積がわかる資料を1部添付すること。
- ※設計共同体として受託した実績は、当該設計共同体の代表構成員として受託した実績に限ります。
- (8) 参加事務所が設計共同体の場合、参加表明書等の提出期限までの間に設計共同体を組織し、設計共同体の全構成員が上記参加資格要件(1)～(6)を満たすとともに、代表構成員は上記参加資格要件(1)～(7)の全てを満たすこと。ただし、設計共同体の構成員は、本設計業務プロポーザルに係る他の参加事務所の構成員と重複しないこと。

2 資格審査

提出された「(仮称)市民交流プラザ整備工事設計業務プロポーザル参加表明書等作成要領(以下、「参加表明書等作成要領」という。)」中、「様式-1(参加表明書)及び様式-2(選任誓約書)及び様式-3(事務所の業務実績概要)及び様式-4(管理技術者の経歴・実績)及び様式-5(意匠担当主任技術者の経歴・実績)及び様式-6(構造担当主任技術者の経歴・実績)及び様式-7(電気設備主任技術者の経歴・実績)及び様式-8(機械設備担当主任技術者の経歴・実績)及び様式-9(積算担当主任技術者の経歴・実績)及び様式-10(事務所の業務実績詳細)(以下、「参加表明書」という。)」に基づき資格審査を実施し、各参加表明書提出者に審査結果を書面により通知します。また、参加資格として要件に合わなかった者については、その理由も併せて通知します。

なお、資格審査にあたって、事務局から様式-1(参加表明書)に記入された連絡先に照会をさせていただく場合があります。

3 その他

- (1) 本設計業務プロポーザルで最適候補者に選定された者が、本設計業務の履行が可能か否かを調査の上、委託契約を行うものとします。
- (2) 本設計業務実施の際は、「(仮称)市民交流プラザ整備工事設計業務プロポーザル参加表明書等作成要領」中、様式-2(選任誓約書)において選任された管理技術者及び

各担当主任技術者が配置されることを原則とします。

- (3)参加表明書の提出期限までに提出者がなかった場合において、再度公募を実施するものとします。

V 評価

1 選定委員会の組織

- (1)最適候補者等の選定に係る評価は、選定委員会により実施します。
(2)選定委員会は、非公開で行います。
(3)選定委員会の構成員は、評価結果の発表時に公表します。

2 評価及び選定方法

- (1)評価は、参加表明書及び「(仮称)市民交流プラザ整備工事設計業務プロポーザル技術提案書等作成要領(以下、「技術提案書等作成要領」という。)」中、様式-14(見積書)について書類による採点評価を実施し、「(仮称)市民交流プラザ整備工事設計業務プロポーザル技術提案書等作成要領」中、「様式-12(実施計画書)及び様式-13(技術提案書)(以下、「技術提案書」という。)」については、ヒアリングによる採点評価を実施します。
(2)中津川市は、選定委員会の評価点を基に、最適候補者等を選定します。
(3)最高点の者が複数ある場合は、見積書の安価な者を最適候補者として決するものとします。なお、最高点及び見積書が同額である者が複数ある場合は、くじ引きにより決するものとします。
(4)参加者が1者のみの場合は、評価結果が一定の基準を満たしているか判断します。評価結果が一定の基準を満たしていると判断した場合は、当該参加者を最適候補者とし、満たしていないと判断した場合には、再度公募を実施するものとします。

3 評価の内容

(1)書類審査

参加表明書等を基に、事務所の業務実績、業務拠点、技術者の経歴及び業務実績、見積額について評価します。

(2)ヒアリング審査

技術提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、評価します。

- (3)総合的な評価は、書類審査の評価点とヒアリング審査の評価点の合計点で評価します。

評価基準

区分	評価項目		判断基準	配点
書	事務所	実績	業務実績	13

類 審 査		業務拠点	営業拠点等の所在地		
	管理技術者・ 主任技術者	実績	業務実績	27	
		経験	技術者の実務経験年数		
	見積書		見積額	10	
ヒ ア リ ン グ 審 査	業務計画		業務方針	的確性、実現性、独創性	45
			業務体制		
			業務手順		
	特定 テーマ に対する 提案	①4つの機能と複合施設の特長の活 かし方について		テーマに対する提案の的確 性、実現性、独創性	45
②中津川市の魅力発信について					
③埋設杭の有効活用に向けた技術的 提案について					
プレゼンテーション及びヒアリング			理解度、専門技術力、取組 意欲、コミュニケーション力	20	
総 合 計				160	

4. 評価結果の発表

(1) 評価結果については、全参加者に通知します。

(2) 評価結果の発表として、以下の項目を市ホームページ上で公表します。

ア 最適候補者の名称、評価点、業務計画及び特定テーマに対する提案にかかる技術
提案書

イ 全参加者の名称(申込み順)

ウ 全参加者の評価点(得点順) ※ただし、参加者が2者の場合は公表しない。

エ 最適候補者の選定理由

オ 選定委員会の構成員の氏名

カ その他必要と認める事項

(3) 通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して 7 日(市の機関の休日を除く。)以内
に書面により説明を求めることができます。なお、回答については、説明を求めることがで
きる最終日の翌日から起算して 10 日以内(市の機関の休日を除く。)に書面により行うも
のとなります。ただし、電話、電子メール等による結果の問い合わせには応じません。

VI 手続き等

1 担当部局 事務局(「Ⅱ 業務概要(9)事務局」による)

2 参加表明書等に係る質疑書の提出期間、提出場所、提出方法及び回答方法

参加表明書に関する質疑については、参加表明書等作成要領中、様式-11(参加表明書

に係る質疑書)により提出してください。

(1)提出期間

令和2年3月9日(月)から令和2年3月12日(木)までの毎日 午前8時30分から午後5時15分まで(郵送又は電子メールの場合は、提出期間内に必着)

(2)提出場所

事務局(「Ⅱ 業務概要(9)事務局」による)

(3)提出方法

持参、郵送又は電子メールとします。

(4)回答方法

回答は、令和2年3月17日(火)(予定)に市ホームページに掲載します。

3 参加表明書の提出期間、提出場所及び提出方法

本設計業務プロポーザル参加希望者は、別に定める「参加表明書等作成要領」に基づき参加表明書を作成し、提出してください。

(1)提出期間

令和2年3月9日(月)から令和2年3月23日(月)までの毎日(市の機関の休日を除く。)午前8時30分から午後5時15分まで(郵送の場合は、提出期間内に必着)

(2)提出場所

事務局(「Ⅱ 業務概要(9)事務局」による)

(3)提出方法

持参又は郵送とします。郵便の場合は書留郵便とし、封書には「プロポーザル参加表明書在中」と朱書してください。

4 技術提案書等に関する質疑書の提出期間、提出場所、提出方法及び回答方法

技術提案書に関する質疑については、技術提案書等作成要領中、様式-16(技術提案書に関する質疑書)により提出してください。

(1)提出期間

令和2年3月23日(月)から令和2年3月26日(木)までの毎日 午前8時30分から午後5時15分まで(郵送又は電子メールの場合は、提出期間内に必着)

(2)提出場所

事務局(「Ⅱ 業務概要(9)事務局」による)

(3)提出方法

持参、郵送又は電子メールとします。

(4)回答方法

回答は、令和2年4月1日(水)(予定)に市ホームページに掲載します。

4-2 評価(プレゼンテーション・ヒアリング審査)方法変更に関する質疑書の提出期間、提出場所、提出方法及び回答方法

評価(プレゼンテーション・ヒアリング審査)方法変更に関する質疑については、本プロポーザル実施要領中、様式-17(評価(プレゼンテーション・ヒアリング審査)方法変更に関する質疑書)により提出してください。

(1)提出期間

令和2年5月1日(金)から令和2年5月8日(金)までの毎日(市の機関の休日を除く。)午前8時30分から午後5時15分まで(郵送又は電子メールの場合は、提出期間内に必着)

(2)提出場所

事務局(「Ⅱ 業務概要(9)事務局」による)

(3)提出方法

郵送又は電子メールとします。

(4)回答方法

回答は、令和2年5月11日(月)(予定)に市ホームページに掲載します。

5 技術提案書及び見積書の提出期間、提出場所及び提出方法

参加者は、「技術提案書等作成要領」に基づき、技術提案書及び見積書、プレゼンテーション・~~ヒアリング~~出席報告書を作成、提出してください。

(1)提出期間

令和2年5月8日(金)から令和2年5月12日(火)までの毎日(市の機関の休日を除く。)午前8時30分から午後5時15分まで(郵送の場合は、提出期間内に必着)

(2)提出場所

事務局(「Ⅱ 業務概要(9)事務局」による)

(3)提出方法

~~持参又は~~郵送とします。郵送の場合は書留郵便とし、封書には「プロポーザル技術提案書等在中」と朱書してください。

6 ヒアリング等

プレゼンテーション・~~ヒアリング~~の出席者は、提出された様式-2(選任誓約書)に記載された管理技術者~~及び意匠担当主任技術者~~に加えて、他の主任技術者又は事務所から ~~2~~ 3 人以内(合計4人以内)の出席を認めて実施します。

プレゼンテーション・ヒアリングは、「(仮称)市民交流プラザ整備工事設計プロポーザルプレゼンテーション・ヒアリング実施要領(以下、「プレゼンテーション・ヒアリング実施要領」という。))に基づき、参加者1者につき20分以内のプレゼンテーションを~~行い、その後に選定委員会による質疑を10分程度行います。~~行った映像データを記録媒体(DVD等)で提出してください。説明は、提出した技術提案書に基づいて行い、内容の変更、追加は認めません。(部分拡大可)

選定委員会による質疑応答は、事務局を通じてメールにて質問と回答を行います。

~~プレゼンテーションに際しては、会場にホワイトボード、スクリーン、プロジェクター(EPSON~~

~~EB=W12、VJケーブル、USBケーブル)、ノートパソコン(Windows10、PowerPoint2016)を用意しています。必要に応じてノートパソコンの持参は可能です。~~

~~ヒアリングの日時、場所、留意事項等は、参加者に後日配布する「ヒアリング参加要請書」により通知します。~~

7 関係書類

本設計業務プロポーザルについては、本要領以外に、「参加表明書等作成要領」、「技術提案書等作成要領」、「プレゼンテーション・ヒアリング実施要領」、「(仮称)市民交流プラザ整備工事設計業務委託特記仕様書」、「(仮称)市民交流プラザ整備実施計画」があります。

VII 設計委託契約

1 契約の締結交渉

選定委員会での評価の決定を受けて、市が選定した最適候補者と契約の交渉を行うものとします。なお、最適候補者との交渉が成立しない場合は、次点者と契約の交渉を行うものとします。

2 設計契約者の業務

(1)業務名称 (仮称)市民交流プラザ整備工事設計業務

(2)業務内容 (仮称)市民交流プラザ整備に伴う基本設計業務及び実施設計業務

(3)契約書作成の要否 「要」

(4)履行期限

基本設計 令和2年12月31日まで(予定)

実施設計 令和3年7月31日まで(予定)

(5)設計委託金額

基本設計分 59,000千円(消費税及び地方消費税相当分額を含む)
以下を想定

実施設計分 153,000千円(消費税及び地方消費税相当分額を含む)
以下を想定

3 設計委託契約

設計委託契約額は、市の定める方法により算出して得た額を上限とし、支払条件についても交渉のうえ随意契約を締結します。

ただし、最適候補者が契約締結時までに建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は契約しないこととし、この場合、中津川市は一切の損害賠償の責を負わないこととします。

4 受注資格の喪失

本設計業務を受託した参加者又はこれと資本関係若しくは人事面において関連があると認められる者は、本件業務に係るすべての工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うこと

ができません。

Ⅷ 著作権及び提出書類の取扱い

1 著作権

- (1) 提出書類等の著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。)は、提出者に帰属します。
- (2) 提出書類等に、他人が著作権等を持つ著作物等が含まれている場合には、提出者の責任において、その著作物等について著作権者等から提出のための複製等の利用許諾を得るものとします。また、人の肖像等を利用する場合についても同様とします。

2 提出書類の利用

- (1) 中津川市が提出書類を利用するにあたり、V 評価 4.(2)の場合を除き、提出者名は表示しません。
- (2) 中津川市が提出書類を利用するにあたり、その利用形態に応じて提出書類等の複製の作成、拡大、縮小、色調を変更したり、一部切除したりすることをあらかじめ承諾いただくものとします。ただし、中津川市はこれらの改変であっても、提出書類等の本格的な部分を損なうことが明らかな改変はできないものとします。
- (3) 中津川市は、前項以外の改変を行う場合、あらかじめ提出者の承諾を得るものとします。
- (4) 中津川市は、設計業務プロポーザルに関する公表、展示及びその他中津川市が必要と認める時に、提出書類等を無償で利用することができるものとします。なお、提出書類等に含まれる第三者の著作物等の公表、展示など、中津川市における利用に関する許諾については、使用した提出者が当該第三者から公表等の利用許諾を得るものとします。
- (5) 提出書類等の所有権は、中津川市に移転し、返却しません。また、提出書類等については、令和 12 年度中の処分を行う予定です。

Ⅸ 経費の負担

提出書類等の作成に要した経費、旅費、その他プロポーザルの参加に関して要した経費は参加者の負担とします。

X 失格

次の各号に該当するものは、失格とするものとします。

- (1) 提出期限内に必要な書類等が提出されなかったもの。
- (2) 参加要件資格を満たしていないもの。
- (3) 提出書類等に虚偽の記載をしたもの。
- ~~(4) ヒアリングを実施した場合において、欠席したもの。~~
- (5) 技術提案書に提案者が判別できる暗号、記号などを表示したもの。
- (6) 「実施要領」「参加表明書等作成要領」及び「技術提案書等作成要領」、「プレゼンテーション・ヒアリング実施要領」で与えられた諸条件に違反するもの。

- (7)見積額の金額が、見積上限額(「Ⅱ 業務概要(4)見積上限額」による)を超過したもの。
- (8)選定委員会の構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めたもの。
- (9)他の参加者と提案の内容又はその意思について相談を行ったもの。
- (10)最適候補者選定終了までの間に、他の参加者に対して提案の内容を意図的に開示したもの。
- (11)参加表明書提出後、設計の契約締結時まで、中津川市から入札参加資格停止措置を受けたもの。
- (12)その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったもの。

XI その他

- (1)提出書類等の作成において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限ります。
- (2)契約後に中津川市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則契約を解除します。
- (3)応募予定者に対する説明会及び現地見学会等は開催しません。個別に現地調査等を行う場合は、近隣居住者及び通行人等に迷惑がかからないように十分配慮してください。
- (4)本設計プロポーザルの実施に関して、本要領に規定されていない事項が発生した場合は、事務局が選定委員会と協議し、決定するものとします。また、その内容は、必要に応じて参加者全員に通知するものとします。

評価基準表

① 事務所

評価項目	判断基準	配点	得点
実績 ^{※1} (件数・用途)	各実績に以下の評価係数を乗じたものの合計を評価点とする。 ※小数点以下第一位を四捨五入する。 (用途の区分の評価係数) ①公共図書館を有する複合施設 2.0 ②公共図書館 1.5	10	／10点
業務拠点 ^{※2}	中津川市内に営業拠点を有する	3	／3点
	岐阜県内又は愛知県内又は長野県内に営業拠点を有する	2	
	上記に該当しない場合	0	
		小計	／13点

※1 公共図書館を有する複合施設又は公共図書館の新築の設計業務に携わった実績

※2 様式-2(選任誓約書)で選任する技術者が1名以上常駐する本店、支店又は営業所等の所在地

② 管理技術者・主任技術者

1)管理技術者

評価項目	判断基準	配点	得点
実績 ^{※3} (件数・用途)	各実績に以下の評価係数を乗じたものの合計を評価点とする。 ※小数点以下第一位を四捨五入する。 (用途の区分の評価係数) ①公共図書館を有する複合施設 2.0 ②公共図書館 1.5	4	／4点
	上記に該当しない場合	0	
実務経験年数	18年以上相当	3	／3点
	13年以上18年未満相当	2	
	5年以上13年未満相当	1	
	上記に該当しない場合	0	
		小計	／7点

2)担当主任技術者

意匠担当	実績 ^{※3} (件数・用途)	平成17年4月以降に公共図書館を有する複合施設の設計業務に意匠担当主任技術者として携わった実績がある場合	2	／2点
		平成17年4月以降に公共図書館の	1	

主任技術者		設計業務に意匠担当主任技術者として携わった実績がある場合		
		上記に該当しない場合	0	
	実務経験年数	13年以上相当	2	
		5年以上13年未満相当	1	
		上記に該当しない場合	0	/2点
小計			/4点	
構造担当主任技術者	実績 ^{※3} (件数・用途)	平成17年4月以降に公共図書館を有する複合施設の設計業務に構造担当主任技術者として携わった実績がある場合	2	
		平成17年4月以降に公共図書館の設計業務に構造担当主任技術者として携わった実績がある場合	1	
		上記に該当しない場合	0	/2点
	実務経験年数	13年以上相当	2	
		5年以上13年未満相当	1	
		上記に該当しない場合	0	/2点
	小計			/4点
電気設備担当主任技術者	実績 ^{※3} (件数・用途)	平成17年4月以降に公共図書館を有する複合施設の設計業務に電気設備担当主任技術者として携わった実績がある場合	2	
		平成17年4月以降に公共図書館の設計業務に電気設備担当主任技術者として携わった実績がある場合	1	
		上記に該当しない場合	0	/2点
	実務経験年数	13年以上相当	2	
		5年以上13年未満相当	1	
		上記に該当しない場合	0	/2点
	小計			/4点
機械設備担当主	実績 ^{※3} (件数・用途)	平成17年4月以降に公共図書館を有する複合施設の設計業務に機械設備担当主任技術者として携わった実績がある場合	2	
		平成17年4月以降に公共図書館の設計業務に機械設備担当主任技術者として携わった実績がある場合	1	
		上記に該当しない場合	0	/2点

任 技 術 者	実務経験年数	13年以上相当	2	/2点
		5年以上13年未満相当	1	
		上記に該当しない場合	0	
	小計			/4点
積 算 担 当 主 任 技 術 者	実績 ^{※3} (件数・用途)	平成17年4月以降に公共図書館を有する複合施設の設計業務に積算担当主任技術者として携わった実績がある場合	2	/2点
		平成17年4月以降に公共図書館の設計業務に積算担当主任技術者として携わった実績がある場合	1	
		上記に該当しない場合	0	
	実務経験年数	13年以上相当	2	/2点
		5年以上13年未満相当	1	
		上記に該当しない場合	0	
	小計			/4点
計			/27点	

※3 平成17年4月以降に延床面積2,000㎡以上の公共図書館を有する複合施設又は公共図書館の新築の建築設計業務に当該担当主任技術者として携わった実績(建築基準法(昭和25年法律201号)第6条第1項の規定による確認済証を受けたものに限る。)(ただし、既に竣工したものに限る。)

③ 見積書

評価項目	判断基準	評価得点
見積金額	配点(10点)×(1-見積金額/見積上限額 ^{※4}) ※小数点以下第一位を四捨五入	/10点

※4 見積上限額(「Ⅱ 業務概要(5)見積上限額」による)

④ 技術提案書

評価項目	判断基準	評価得点
実施計画	実施方針や実施するうえでの配慮事項、実施体制や設計チームの特徴、実施手順や作業スケジュールに対する的確性(与条件との整合性が取れているか等。以下同じ。)、実現性(提案内容が理論的に位置づけられており、説得力のある提案となっているか等。以下同じ。)、独創性(工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等。以下同じ。)を評価する。	/45点
特定テーマ	特定テーマについて、その的確性、実現性、独創性を考慮して評価する。	/45点

小計	／90点
----	------

⑤ ヒアリング

評価項目	判断基準	評価得点
ヒアリング	理解度、専門技術力、取組意欲及びコミュニケーション力を評価する。	／20点
小計		／20点

総 合

①+②+③+④+⑤	評価得点
合計	／160点

評価(プレゼンテーション・ヒアリング審査)方法変更に関する質疑書

会社名			
所在地			
担当者所属・氏名			
電話番号		FAX 番号	
E-mail			
質問項目	質疑事項		